

議案第22号

つくば市産業振興センター条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成29年 2 月22日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市産業振興センター条例の一部を改正する条例

つくば市産業振興センター条例（平成20年つくば市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「情報通信産業その他の先端産業に関して事業を行う新規中小企業者を支援することにより、本市における」を「つくば市内における新規中小企業者を支援及び育成するとともに、中小企業者、大学、官公庁、金融機関等の連携及び協力を促進することにより、」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 中小企業者 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人をいう。

第2条第2号を削り、同条第3号中「資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって」を「前号の中小企業者のうち」に、「7年」を「5年」に改め、同号を同条第2号とする。

第3条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 新規中小企業者の育成及び支援に関する事業

(2) 地域産業振興における連携及び交流の促進に関する事業

第3条に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業

第4条中「前条第1号」を「前条各号」に改める。

第5条第1号及び第2号を削り、同条第3号を同条第1号とし、同条第4号中「も引き続きつくば市内に事業活動の拠点」を「につくば市内に本店」に改め、同号を同条第2号とする。

第6条第1項中「この条及び第18条第1項において」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) センターの設置目的に反するとき。

(3) 事務所以外の用途に使用するとき。

第6条中第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第7条第1項中「6年」を「2年」に改め、同条第2項ただし書を削る。

第7条第3項中「前条第4項」を「前条第3項」に改める。

第8条第2項中「2,500円」を「1,500円」に改める。

第13条第1項第2号中「第6条第3項」を「第6条第2項」に、同項第3号中「第6条第5項」を「第6条第4項」に改める。

第14条第2項中「第6条第5項」を「第6条第4項」に改める。

第18条を削り、第19条を第18条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表事業支援室利用者審査会の委員の項を削る。

つくば市産業振興センター条例（平成20年つくば市条例第38号）新旧対照表

改正後	改正前
(設置) 第1条 つくば市内における新規中小企業者を支援及び育成するとともに、<u>中小企業者、大学、官公庁、金融機関等の連携及び協力を促進することにより、新たな事業分野の開拓及び産業技術の向上を図り、もって地域産業の振興に資するため、つくば市産業振興センター（以下「センター」という。）をつくば市吾妻二丁目5番地1に設置する。</u> (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>中小企業者 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人をいう。</u> (2) <u>新規中小企業者 前号の中小企業者のうち</u> <u> </u>，会社にあっては会社設立の日から、個人にあっては事業を開始した日から<u>5年以内のもの</u>をいう。 (事業) 第3条 センターにおいては、次に掲げる事業を行う。 (1) <u>新規中小企業者の育成及び支援に関する事業</u>	(設置) 第1条 <u>情報通信産業その他の先端産業に関して事業を行う新規中小企業者を支援することにより、本市における</u><u> </u><u>新たな事業分野の開拓及び産業技術の向上を図り、もって地域産業の振興に資するため、つくば市産業振興センター（以下「センター」という。）をつくば市吾妻二丁目5番地1に設置する。</u> (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>情報通信産業 ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業をいう。</u> (2) <u>先端産業 先端的な技術又は研究開発の成果を利用して行う事業が属する業種をいう。</u> (3) <u>新規中小企業者 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であつて、</u>会社にあっては会社設立の日から、個人にあっては事業を開始した日から<u>7年以内のもの</u>をいう。 (事業) 第3条 センターにおいては、次に掲げる事業を行う。 (1) <u>情報通信産業その他の先端産業に関して事業を行う新規中小企業者に対し事業活動の場を提供する事業</u>

(2) 地域産業振興における連携及び交流の促進に関する事業

(3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業

(事業支援室)

第4条 前条各号 に掲げる事業を行うための施設として、センターに、事業支援室を置く。

(事業支援室を利用することができる者)

第5条 事業支援室を利用することができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する新規中小企業者とする。

(1) 長期にわたり継続して事業活動を行うために必要な経営能力を有する者であること。

(2) 事業支援室の利用を終えた後につくば市内に本店 を置く意思を有する者であること。

(利用の許可)

第6条 事業支援室を利用しようとする者（以下 _____ 「利用希望者」という。）は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(2) 前号の事業により事業活動の場の提供を受けた者に対し当該事業活動に必要な助言及び情報提供を行う事業

(事業支援室)

第4条 前条第1号 に掲げる事業を行うための施設として、センターに、事業支援室を置く。

(事業支援室を利用することができる者)

第5条 事業支援室を利用することができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する新規中小企業者とする。

(1) 情報通信産業その他の先端産業に関する事業活動であって、本市における新たな事業分野の開拓又は産業技術の向上に寄与すると市長が認めるものを行う者であること。ただし、当該事業活動を主たる事業活動とする者に限る。

(2) 事業に利用する先端的な技術又は研究開発の成果に関して専門的な知識及び技能を有する者であること。

(3) 長期にわたり継続して事業活動を行うために必要な経営能力を有する者であること。

(4) 事業支援室の利用を終えた後も引き続きつくば市内に事業活動の拠点 を置く意思を有する者であること。

(利用の許可)

第6条 事業支援室を利用しようとする者（以下 この条及び第18条第1項 において「利用希望者」という。）は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可を行うときは、利用希望者が前条の要件に該当するかどうかについてつくば市事業支援室利用者審査会に審査を求め、その結果に基づき行わなければならない。

2 市長は、利用希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

(1) (略)

(2) センターの設置目的に反するとき。

(3) 事務所以外の用途に使用するとき。

(4)－(6) (略)

3 第1項の許可を受けて事業支援室を利用することができる期間（以下「利用期間」という。）は、事業支援室の利用を開始する日から1年以内とする。

4 市長は、第1項の許可に事業支援室及びその付属設備の管理上必要な条件を付することができる。

(利用期間の延長)

第7条 市長は、利用者の申請により、必要があると認めるときは、利用期間を延長することができる。ただし、延長することができる期間は、通算して2年を超えることができない。

2 前2条の規定は、利用期間の延長について準用する。 _____

3 前項の規定により前2条の規定を準用する場合においては、第5条中「新規中小企業者」とあるのは「利用者（第8条第1項に規定する利用者をいう。）と、前条第3項中「事業支援室の利用を開始する日」とあるのは「延長前の利用期間の満了する日の翌日」と読み替えるものとする。

(使用料)

第8条 (略)

2 使用料の額は、1月につき、1平方メートル当たり1,500円に利用する事業支援

3 市長は、利用希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。

(1) (略)

(2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者であるとき。

(3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする者であるとき。

(4)－(6) (略)

4 第1項の許可を受けて事業支援室を利用することができる期間（以下「利用期間」という。）は、事業支援室の利用を開始する日から1年以内とする。

5 市長は、第1項の許可に事業支援室及びその付属設備の管理上必要な条件を付することができる。

(利用期間の延長)

第7条 市長は、利用者の申請により、必要があると認めるときは、利用期間を延長することができる。ただし、延長することができる期間は、通算して6年を超えることができない。

2 前2条の規定は、利用期間の延長について準用する。ただし、前条第2項の規定は、延長前の利用期間が通算して6月以下であるときは、準用しない。

3 前項の規定により前2条の規定を準用する場合においては、第5条中「新規中小企業者」とあるのは「利用者（第8条第1項に規定する利用者をいう。）と、前条第4項中「事業支援室の利用を開始する日」とあるのは「延長前の利用期間の満了する日の翌日」と読み替えるものとする。

(使用料)

第8条 (略)

2 使用料の額は、1月につき、1平方メートル当たり2,500円に利用する事業支援

室の面積（当該面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルに切り上げるものとする。）を乗じて得た額とする。

3-6 （略）

第9条-第12条 （略）

（利用の制限等）

第13条 （略）

(1) （略）

(2) 第6条第2項第1号から第5号までの規定のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 第6条第4項（第7条第2項及び次条第2項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付した条件に違反したとき。

(4)-(9) （略）

2 （略）

第14条 （略）

2 第6条第4項の規定は、前項の許可について準用する。

第15条-第17条 （略）

室の面積（当該面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルに切り上げるものとする。）を乗じて得た額とする。

3-6

第9条-第12条 （略）

（利用の制限等）

第13条 （略）

(1) （略）

(2) 第6条第3項第1号から第5号までの規定のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 第6条第5項（第7条第2項及び次条第2項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付した条件に違反したとき。

(4)-(9) （略）

2 （略）

第14条 （略）

2 第6条第5項の規定は、前項の許可について準用する。

第15条-第17条 （略）

（つくば市事業支援室利用者審査会）

第18条 市長の諮問に応じ利用希望者（利用期間の延長の許可を受けようとする者を含む。）が第5条（第7条第2項において準用する場合を含む。）の要件に該当するかどうかを審査するため、つくば市事業支援室利用者審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、5人以内の委員で構成する。

3 委員は、商工業、経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験を有する者のうちから市長が任命する。

(委任) <u>第18条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則	<u>4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>5 委員は、再任されることができる。</u> <u>6 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u> (委任) <u>第19条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 (略)
--	--

つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）新旧対照表

改正後			改正前		
本則・附則（略）			本則・附則（略）		
別表（第2条，第4条関係）			別表（第2条，第4条関係）		
職	報酬	相当する職	職	報酬	相当する職
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
融資あっせん審査会の委員	日額 6,000円	一般職の職員	融資あっせん審査会の委員	日額 6,000円	一般職の職員
地籍調査推進員	日額 6,000円	一般職の職員	<u>事業支援室利用者審査会の委員</u>	<u>日額 6,000円</u>	<u>一般職の職員</u>
（略）	（略）	（略）	地籍調査推進員	日額 6,000円	一般職の職員
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）